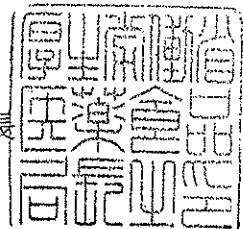


薬食発1014第9号
平成23年10月14日



各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成23年政令第317号。以下「改正政令」という。）（官報号外第222号）が平成23年10月14日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第222号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会长及び社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) 3-クロロ-1, 2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
- (2) 1-(4-フルオロフェニル) プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）6%以下を含有する製剤
- (2) シクロヘキシリデン-ο-トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) ノナー-2, 6-ジェンニトリル及びこれを含有する製剤



- (4) (2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (5) (Z)-2-[2-フルオロー-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (6) 2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 2-メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (8) 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)6%以下を含有する製剤

4 施行期日

平成23年10月25日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成23年10月25日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年1月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年1月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存するものに關しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に關する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を除外したこと。

- (1) (Z)-2-[2-フルオロー-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤

(2) 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロー-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日(平成23年10月14日)から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。



(号外) 独立行政法人國立印刷局

官報 次

〔政令〕

〔公示〕

(号外第222号) (2分冊の1)

- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同六九)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三〇)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する省令(厚生労働省)
- 環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令(環境二七)
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(防衛一四)
- 港則法施行令の一部を改正する政令(三一四)
- 港則法施行令の一部を改正する政令(三一五)
- 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三一七)
- 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三一八)
- 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三一九)
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三一七)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(三一六)
- 特定非営利活動促進法施行令(三一九)

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表(独立行政法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人福祉医療機構)、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、預金保険機構再生計画案、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方法人
行旅死亡人関係
会社その他
省令(同六八)
- 所得税法施行規則の一部を改正する省令(財務六七)
- 法人税法施行規則の一部を改正する省令(同六八)

- 本号で公布された法令のあらまし**
- ◇環境影響評価法施行令の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三一五号)(環境省)
 - 1 事業者に対し、評価書について意見を述べることが必要な場合に、環境大臣に助言を求めるように努めなければならない法人を、港湾法(昭和二十五年法律第二一八号)第四条第一項の規定による港務局とすることとした。(第一三三条関係)
 - 2 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の市の区域に限られるものである場合に、事業者に対し、方法書について意見述べることができる市は、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市、及び福岡市となることとした。(第九条関係)
 - 3 環境影響評価法による環境影響評価の対象事業の要件となる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三〇年法律第一一七九号)第二条第一項第四号の政令で定める給付金は、地域自主戦略交付金、沖縄振興自立戦略交付金、社会資本整備総合交付金とすることとした。(第三条関係)
 - 4 この政令は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
 - ◇港則法施行令の一部を改正する政令(政令第三一七号)(厚生労働省)
 - 1 鼠ヶ関港及び真鶴港の区域を変更することとした。(別表第一関係)
 - 2 この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

- 1 ◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第三一七号)(厚生労働省)
 - 1 (一)三一クロロ一・二・プロパンジオール及びこれを含有する製剤
 - 2 (二)一(四)フルオロフェニルブロパン-二アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 3 (三)シクロヘキシリデン-0-トリルアセトトリル及びこれを含有する製剤
 - 4 (四)ノナ-1・六-ジエン-3-トリル及びこれを含有する製剤
 - 5 (五)ノナ-1-【二】フルオロ-1-(トリル)フルシクロヘキシリアルアミン六パーセント以下を含有する製剤
 - 6 (六)シクロヘキシリデン-0-トリルアセトトリル及びこれを含有する製剤
 - 7 (七)二-メチルデカン-2-トリル及びこれを含有する製剤
 - 8 (八)二・二-ジメチル-1-ヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル-N-イソプロピルカルボニルエチル-1-N-メチルカルバマート六バーセント以下を含有する製剤
- 2 ◇毒物及び劇物指定期の一部を改正する政令(政令第三一七号)(厚生労働省)
 - 1 (一)三一クロロ一・二・プロパンジオール及びこれを含有する製剤
 - 2 (二)一(四)フルオロフェニルブロパン-二アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 3 (三)シクロヘキシリデン-0-トリルアセトトリル及びこれを含有する製剤
 - 4 (四)ノナ-1・六-ジエン-3-トリル及びこれを含有する製剤
 - 5 (五)ノナ-1-【二】フルオロ-1-(トリル)フルシクロヘキシリアルアミン六パーセント以下を含有する製剤
 - 6 (六)シクロヘキシリデン-0-トリルアセトトリル及びこれを含有する製剤
 - 7 (七)二-メチルデカン-2-トリル及びこれを含有する製剤
 - 8 (八)二・二-ジメチル-1-ヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル-N-イソプロピルカルボニルエチル-1-N-メチルカルバマート六バーセント以下を含有する製剤

附 則
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。
第十二条中「第九条」を「第十一条」と改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

国土交通大臣 前田 武志
内閣総理大臣 野田 佳彦

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第一百八十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

政令第三百五十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

国務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

國務大臣 厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣臨時代理 細野 豪志

第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。
(法第二条第二項第二号の政令で定める給付金)

第四条 法第二条第二項第二号に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目的の経費の支出によるものとする。

一 地域自主戦略交付金
二 沖縄振興自主戦略交付金
三 社会資本整備総合交付金

別表第一中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。
別表第二中「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。
別表第三中「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。
別表第四中「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

(電気事業法施行令の一部改正)

第二条 電気事業法施行令（昭和四十一年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第一項」を「第十条第二項」に改める。

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 細野 豪志
環境大臣 細野 豪志
内閣総理大臣 野田 佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第一二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の三から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 三一クロロ一、二一プロパンジオール及びこれを含有する製剤

第一条中二十四号の四を二十四号の五とし、第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四 一、四一フルオロフェニル）プロパン一、二アミノ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

第二条第一項第四号の五中「製剤」を「製剤」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、三一アミノメチル一、三・五・五一トリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(163)を(169)とし、(156)から(162)までを(162)から(168)までとし、(155)を(160)とし、その次に

次のように加える。

(161) 二一メチルデカニントリル及びこれを含有する製剤

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二条及び第五十四条の三ただし書きの改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第三十二号中(154)を(159)とし、(136)から(153)までを(141)から(158)までとし、(135)を(139)とし、その次に(134)を(138)とし、(126)から(133)までを(130)から(137)までとし、(125)を(128)とし、その次に

(140) 二一「二一（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフェン一、二（H）一イリデン】二一
(二一メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(134)を(138)とし、(126)から(133)までを(130)から(137)までとし、(125)を(128)とし、その次に(124)を(127)とし、(116)から(123)までを(119)から(126)までとし、(115)を(117)とし、その次に(118)を(120)とし、その次に

(129) (Z) 二一「二一フルオロ一五（トリフルオロメチル）フェニルチオ】二一【三一（二一
メトキシフェニル）一、三一チアゾリジン一一イリデン】アセトニトリル（別名フルチア
ニル）及びこれを含有する製剤

御名 御璽
平成二十三年十月十四日

政令第三百十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第二百一号）第九条第一项第四号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百一十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中(114)を(116)とし、(110)から(113)までを(112)から(115)までとし、(109)を(110)とし、その次に(111)を(112)とし、(107)を(108)までとし、(106)の次に次のように加える。

(111) ノナー一、六一ジエニントリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(84)から(107)までを(85)から(108)までとし、(83)の次に次のように加える。
(84) シクロヘキシリデン一、オートリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第五十四号の三ただし書中「一%」を「六%」に改め、同項中第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十一から第百号の十五までを一号ずつ繰り下げ、第百号の十の次に次の一号を加える。

百の十一 五一メトキシ一N・N一ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

附 則

（施行期日）
1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二条及び第五十四条の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第三十二号中(154)を(159)とし、(136)から(153)までを(141)から(158)までとし、(135)を(139)とし、その次に(134)を(138)とし、(126)から(133)までを(130)から(137)までとし、(125)を(128)とし、その次に(124)を(127)とし、(116)から(123)までを(119)から(126)までとし、(115)を(117)とし、その次に(118)を(120)とし、その次に

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 小宮山洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣総理大臣 野田 佳彦

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(毒物)	(毒物)	(毒物)
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一～六の二 (略)	一～六の二 (略)	一～六の二 (略)
六の三 三一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤	六の三 三一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤	六の三 三一クロロ一・二一プロパンジオール及びこれを含有する 製剤
六の四～六の九 (略)	六の三～六の八 (略)	六の三～六の八 (略)
七～二十四の三 (略)	七～二十四の三 (略)	七～二十四の三 (略)
二十四の四 一 (四一フルオロフェニル) プロパン一一アミン、 その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤	二十四の四 一 (四一フルオロフェニル) プロパン一一アミン、 その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤	二十四の四 一 (四一フルオロフェニル) プロパン一一アミン、 その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
二十四の五 (略)	二十四の四 (略)	二十四の四 (略)
二十五～三十一 (略)	二十五～三十一 (略)	二十五～三十一 (略)
(劇物)	(劇物)	(劇物)
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。
一～四の四 (略)	一～四の四 (略)	一～四の四 (略)
四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただ し、三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリア	四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤	四の五 三一アミノメチル一三・五・五一トリメチルシクロヘキシリ アミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) |
シクロヘキシリデン-1-トリルアセトニトリル及びこれを含
有する製剤

(1) (83) (略)

(85) |
ノナ-1-六-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(1) (83) (略)

(118) | (112) | (111) |
(117) | (略)

(1) (83) (略)

(119) | (128) |
(略)

(129) | (Z) |
エニルチオ-1-【(二)メトキシフェニル】-1-三-

チアゾリジン-1-イリデン】アセトニトリル(別名フルチアニ
ル)及びこれを含有する製剤

(1) (83) (略)

(140) | (130) |
(139) |
二-【二-（プロピルスルホニルオキシイミノ）チオフェン-
三（二H）-1イリデン】-1-（二メチルフェニル）アセトニ

四の六～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) |
(109) | (略)

(110) | (115) |
(略)

(116) | (125) |
(略)

(126) |
(135) |
(略)

トリル及びこれを含有する製剤

(略)

(160) | (161) | (141) |
| (略)

二-メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(略)

(162) | (161) | (141) |
| (略)

三十三～五十四の二 (略)

五十四の三 二-ニ-ジメチル-二-三-ジヒドロ-一-ベンゾフラ
ン-一七-イル=N-「N-(ニ-エトキシカルボニルエチル)-N
-イソプロピルスルフェナモイル」-N-メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ-ニ-ジ
メチル-二-三-ジヒドロ-一-ベンゾフラン-一七-イル=N-「
N-(ニ-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフ
エナモイル」-N-メチルカルバマート6%以下を含有するものを
除く。

五十五～百の十 (略)

百の十一 五一メトキシ-N・N-ジメチルトリピタミン、その塩類
及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二～百の十七 (略)

百一～百九 (略)

2

(136) | (155) |
| (略)

三十三～五十四の二 (略)

(156) | (163) |
| (略)

五十四の三 二-ニ-ジメチル-二-三-ジヒドロ-一-ベンゾフラ
ン-一七-イル=N-「N-(ニ-エトキシカルボニルエチル)-N
-イソプロピルスルフェナモイル」-N-メチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ-ニ-ジ
メチル-二-三-ジヒドロ-一-ベンゾフラン-一七-イル=N-「
N-(ニ-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフ
エナモイル」-N-メチルカルバマート1%以下を含有するものを
除く。

五十五～百の十 (略)

百の十一～百の十六 (略)

百一～百九 (略)

2

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

	改	正	前
	後		
別表第一 (第四条の一関係) 劇物	一・十一の八 (略)	一・十一の八 (略)	
	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(112) (113) (114) (145) (略)	(112) (113) (114) (略)	
	フエニルチオ」――「三-(二-メトキシフェニル)―― 三-チアゾリジン-2-イリデン」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤	フエニルチオ」――「三-(二-メトキシフェニル)―― 三-チアゾリジン-2-イリデン」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤	
十二・三十二の二 (略)	十二・三十二の二 (略)	十二・三十二の二 (略)	
三十二の三 二・二-ジメチル-2-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二-ジメチル-2-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル]-N-メチルカルバマート6%以下を含有	三十二の三 二・二-ジメチル-2-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二-ジメチル-2-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル]-N-メチルカルバマート1%以下を含有		

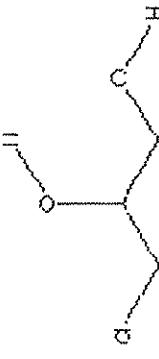
するものを除く。

三十三～六十七 (略)

するものを除く。

三十三～六十七 (略)

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
3-クロロ-1, 2-ブロバ ンジオール	 $\text{C}_3\text{H}_7\text{ClO}_2$ 分子量 110.5 CAS No. 96-24-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色~淡黄色液体 （吸湿性） 沸点:213°C 融点: -40°C 蒸気密度:3.8(空気=1) 比重:1.32(g/mL) 蒸気圧:27 Pa(20°C) 溶解性:水によく溶ける。 (100g/100mL) エタノール、エーテルに溶ける。	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 150~300 マウス 135~180 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 1,057 マウス 1,057 急性吸入毒性 LC_{50} (ppm (4hr)) ラット 88~174 (=0.39~0.78 mg/L) (蒸気)	有機合成の中間体、ダイナマイトの抗凍結剤、セルロースアセテート等の溶媒、歯類の不妊化剤等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

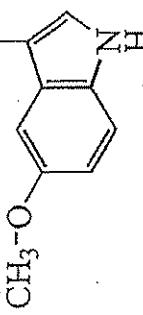
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	固 分	毒 性	主 生 特 性	主な用途	
1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン 製剤	$\text{C}_9\text{H}_{12}\text{FN HCl}$ <p style="text-align: center;">分子量 189.68 CAS No. 64609-06-9</p>	原体、その塩類及びこれらのいずれかを含有する溶解性：水に可溶 $\text{H}-\text{Cl}$	外観：白色/結晶性 原体： 急性経口毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ ラット(♂♀) 50	試薬 経過観察 ラット(♂♀)	振戻、はいざり姿勢、痙攣。 •被験物質によって中枢神経の運動支配系に異常が生じて運動協調性が失われた結果と考えられる。 用量：50mg/kgで死亡又は安樂殺した個体では痙攣が認められており、痙攣発作に伴う呼吸不全が死因の一と考えられる（死亡直後の解剖で死後横直が観察されたのは痙攣のためと考えられる。）。 (中枢神経系)常同行動、幻覚様行動 (交感神経系)立毛、体温上昇、顎著な流涎 (交感神経系、副交感神経系)唾液の分泌 (その他)死亡又は安樂殺した個体では、胃の膨満と腸胃大弯部にストレス性の出血	死因 ラット(♂♀) 痉挛発作の伴う呼吸不全

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

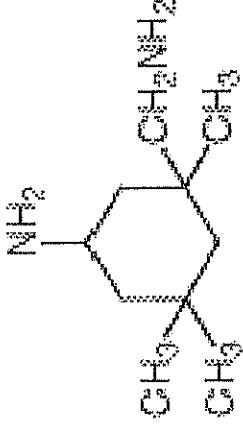
薬物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	生 物	主な用途
5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン	$\text{CH}_3\text{-CH}_2\text{-N}(\text{CH}_3)_2$ 	原体、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する 製剤	外観：灰色かかった白色/ 結晶性	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) 200	経過觀察 ラット(♂♀) 振戻、はいざり姿勢、痙攣 ・被験物質によって中枢神経の運動 支配系に異常が生じて運動協調性 が失われた結果と考えられる。 死亡又は安樂殺した個体では強 度の痙攣が観察され、後弓反射を 伴う強直性痙攣が観察された個体 も認められた。 スノコを噛む行動も、咬筋に生じた 痙攣と考えられる。 (交感神経系)立毛、体温上昇、腸 管の弛緩 (副交感神経系)消化管内液貯留 (交感神経系、副交感神経系)唾 液の分泌、頭蓋な流涎 (その他)死亡又は安樂殺した個体 では、脳腫大等にストレス性の 出血	試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起される毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロシンジアミン)6%以下を含有する製剤	 $\text{C}_{10}\text{H}_{22}\text{N}_2$ 分子量 170.3 CAS No. 2855-13-2	これ含有する製剤 沸点:247°C(1,013 hPa) 融点:10°C 蒸気密度:5.9(空気=1) 比重:0.92~0.925(g/cm³)(20°C) 蒸気圧:2 Pa(20°C) 溶解性:水と任意に混和	外観:特徴的な臭気を有する無色~わずかにうすい黄色の液体 原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,030 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット>2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 4.6(ミスト). 皮膚刺激性 ピット 眼刺激性 ピット 皮膚腐食性 In vitro 試験:腐食性陽性	接着剤、洗剤、樹脂用添加剤、樹脂硬化剤、試薬、ウレタンラッカーメイクの鎖伸長剤の中間物等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

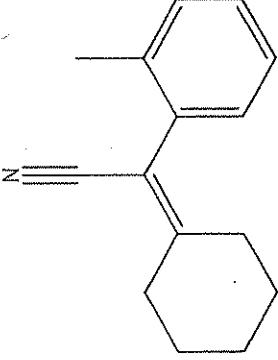
濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)6%以下を含有する製剤		これを含有する製剤 外観: 黄色液体 沸点: 200°Cで分解のため、測定不能 融点: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♂) 222.6 ラット(♀) 205.4 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♂♀) >2000 皮膚刺激性: -	農業(殺虫剤)

* 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

* LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 状	毒 性	主な用途
シクロヘキシリデンーオート リルアセトニトリル	 $C_{15}H_{17}N$ 分子量 211.3 CAS No. 916887-53-1	原体及びこれを含有する製剤 沸点: 329°C (1000.0 hPa) 融点: 63°C 密度: — 蒸気圧: 0.0002 hPa (20°C) 水溶解度: 1.290 mg/L (20°C)	外観: 白色固体 原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000	急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 2,000	調合香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

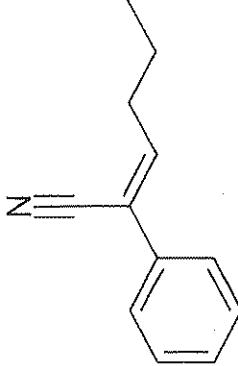
※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50); 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入口量では、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
ノナ-2, 6-ジエンニトリル		原体及びこれを含有する製剤	外観:無色~淡黄色液体 沸点:203°C 融点:—	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>2,000	調合香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起される毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	分	毒 性	主な用途
(2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル	 $C_{12}H_{13}N$ 分子量 171.24 CAS No. 130786-09-3	原体及びこれを含有する製剤 液体 沸点: $270 \pm 2^\circ C$ 融点: $-20 \pm 0.5^\circ C$ 比重: $(d20/20) 0.971$ 蒸気圧: $5.9 \times 10^{-1} Pa$ (25°C) 水溶解度: 不溶 引火点: $127 \pm 2^\circ C$ 安定性: — 反応性: —	外観: 特徴的香氣を有する液体 <u>原体:</u> 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $\geq 300, < 2,000$	急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $\geq 2,000$	香料の調合原料 香品用香料

* 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

* LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
(Z)-2-[2-(フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチニアセトニトリル(別名フルチニアニル))	 $C_{19}H_{14}F_4N_2OS_2$ 分子量 426.5 CAS No. 958647-10-4	<p>原体及びこれを含有する製剤</p> <p>外観: 白色結晶性粉末</p> <p>沸点: 299.1°C (2.53 kPa)</p> <p>融点: 178~179°C</p> <p>密度: 1.45 g/cm³ (20°C)</p> <p>蒸気圧:</p> <ul style="list-style-type: none"> < 1.3 × 10⁻⁵ Pa (25°C) < 1.7 × 10⁻⁵ Pa (30°C) <p>水溶解度: 0.0079 mg/L (20°C)</p> <p>引火性: 低い。</p> <p>安定性(対熱): 約 280°Cまでは熱的に安定。</p> <p>反応性: 水や空気とは反応しない。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット(♀) > 2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット(♂♀) > 2,000</p> <p>急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L (4hr)) ラット(♂♀) > 5.17(ダスト) ウサギ: —</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ: —</p> <p>眼刺激性 ウサギ: 極く軽微の刺激性か V₀</p>	農業 (殺菌剤)

* 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

* LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 分	性 生 特 大	毒 性	主な用途
2-[2-(プロピルスルホニアキシミノ)チオフェン]-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル		原体及びこれを含有する製剤	外観: 黄褐色粉末 沸点: — 融点: 93～95°C 密度: — 蒸気圧: — 水溶解度: — 引火性: + 安定性: 室温で安定 反応性: —	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♂♀) > 2,000 急性経皮毒性 ・当該物質の物理化学的性質 及び皮膚刺激性試験の結果 から、特異的に強度の経皮 性を呈さないとし、当該試験 を実施するには至らなかつ た。 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/m³ (4hr)) ラット(♂♀) > 3,506 (ミスト) (類似構造物質の 2-[2-(4-メチルフェニルスルホニアキシミノ)-2,3-ジヒドロチオフェン-3-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリルのデータを引用)	フォトレジス ト用の光酸発 光剤

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸い入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
2-メチルデカシトリル 2-Methyldecanitrile		<p>原体及びこれを含有する製剤</p> <p>外観:無色液体</p> <p>沸点:247°C</p> <p>融点:—</p> <p>密度:0.815</p> <p>蒸気圧:0.0267 hPa (20°C)</p> <p>水溶解度:—</p> <p>C₁₁H₂₁N 分子量 167.0 CAS No. 69300-15-8</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット>2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD_{50}(mg/kg) ラット>2,000</p> <p>急性吸入毒性 LC_{50}(mg/L(4hr)) ラット>6.3(ミスト)</p> <p>皮膚刺激性 カサキ" —</p> <p>眼刺激性 カサキ" —</p>	調合香料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。